主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

- 請求の趣旨

- 1 被告は、原告らに対し、それぞれ別紙請求金目録記載の各金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言 二 請求の趣旨
- ニ 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

一 請求原因

1 当事者

- (一) 別紙原告目録番号1ないし87記載の原告らは、帯広市水道部勤務の職員で、地方公営企業労働関係法(以下「地公労法」という。)が適用される一般職に属する地方公務員(以下「企業職員」という。)であり、同目録番号88ないし488記載の原告らは、帯広市又は帯広市教育委員会勤務の職員で、地方公務員法(以下「地公法」という。)五七条、地公労法附則四項により、地公労法及び地方公営企業法(以下「地公企法」という。)三七条から三九条までの規定が準用される単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員(以下「単労」という。)であり、いずれも全日本自治団体労働組合帯広市職員労働組合(以下「市職労」という。)に所属する者である。
- (二) 被告は、地方自治法(以下「地自法」という。) 一条の二第二項による普通地方公共団体であって、原告らの使用者である。
- 2 協定の成立と仲裁裁定
- (一) 市職労は、昭和五〇年一二月一五日、被告代表者である帯広市長(以下「市長」という。)との間において、同年の年末手当を組合員一人当たり給与月額の三・〇五か月プラスー七、五〇〇円とし、同月中に支給することを内容とする協定(以下「本件協定」という。)を締結し、右内容を書面に作成して両当事者が署名押印した。
- (三) しかし、右補正予算案の付議を受けた市議会予算特別委員会は、同月二三日、審議の結果原案を職員一人当たり給与月額の〇・〇七五か月プラスニ、五〇〇円分減額する修正案を議決し、右同日、市議会本会議も右減額修正案を承認議決した。
- (四) その結果、市長は、原告らを含む組合員に対し、調整手当として一人当たり給与月額の〇・二七五か月プラス一五、〇〇〇円分を支給したのみで、市議会によつて減額された給与月額の〇・〇七五か月プラス二、五〇〇円分(以下「本件減額分」という。なお、これに相当する原告ら各自の金額並びにこの各金額を原告らがそれぞれ適用を受ける被告の一般会計及び特別会計(以下「各会計」という。)別に合計した金額は、別紙請求金目録記載のとおりである。)を支給しない。
- 別に合計した金額は、別紙請求金目録記載のとおりである。)を支給しない。
 (五) そのため、市職労は、同月二四日、昭和五一年一月八日及び同月一六日の三回にわたり、市長との間で、本件協定の完全履行を要求して団体交渉を行つたが、双方の主張が平行線に終つたため、同月二二日、原告らについて北海道地方労働委員会(以下「地労委」という。)に対し、あつせん申請をしたところ、地労委は、同年二月一一日、あつせんを打ち切り、その際労使双方に対して本件協定を尊重し自主交渉で解決すべき旨の勧告書を交付した。
- (六) そこで市職労は、同月二六日、同年三月二六日及び四月二日の三回にわたり、市長との間で、右勧告の趣旨を尊重して市議会に対し本件減額分を支給するた

めの補正予算案を再提出するよう要求して団体交渉を行つたが、市長がこれを拒否したため、同月三日原告らに対する本件協定の完全履行を求め、地労委に対し、仲裁申請をしたところ、地労委争議仲裁委員会は、同年五月七日、原告らについて別 紙仲裁裁定目録記載の各仲裁裁定(以下「本件各裁定」という。)をなし、右各裁 定書は、同月一〇日ころ、被告に交付された。

(七) 市長は、同年六月一七日、市議会に対し、本件各裁定の承認を求める議案 及び本件各裁定が命じた本件減額分の支給に必要な補正予算案を提出したが、その 付議を受けた市議会議案等審査特別委員会において、同月二三日、これらがいずれ も否決され、市議会本会議においても、同月二六日、右同様の議決がなされたた め、原告らに対し、本件減額分を支給しない。 3 本件協定に基づく未払賃金請求

本件協定は、地公労法の適用(準用を含む。以下同じ。)を受ける原告らにとつ ては、労働協約としての規範的効力を有するから、使用者である被告は、右協定の内容につき法律上の拘束を受けるというべきである。したがつて、原告らは、被告に対し、本件協定に基づき、それぞれ本件減額分に相当する未払賃金請求権を有す るので、その支払を求める。

本件各裁定に基づく未払賃金請求

仮に本件協定に基づく未払賃金請求権がないとしても、本件各裁定は、労働協約 より一層強く当事者を拘束する効力を有するものであるから、原告らは、被告に対 し、本件各裁定に基づき、それぞれ本件減額分に相当する未払賃金請求権を有する。よつて、原告らは、被告に対し、右未払賃金の支払を求める。 二 請求原因に対する認否

請求原因1の各事実は認める。

2 同2の各事実は認める。ただし、原告らに対する調整手当支給の根拠規定は、 企業職員については帯広市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例一七条及び 同条例施行規定六六条による。また、単労については帯広市単純な労務に従事する 職員の給与の種類及び基準等に関する条例二条によって準用される帯広市企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例一七条及び帯広市単純な労務に従事する職員の 給与の種類及び基準等に関する条例施行規則二条によって準用される帯広市職員給 与条例施行規則二〇条である。

3 同3及び4は、争う。

被告の主張

本件協定の効力について

本件協定は、次の各理由により被告に対して効力がないから、本件協定に基づ き、それぞれ本件減額分相当の未払賃金請求権を有する旨の原告らの主張は理由が ない。すなわち、

(一) 市職労の昭和五〇年四月当時の構成員をみると、組合員総数一、一七八名のうち、非現業の一般職に属する地方公務員(以下「一般職員」という。)六八九名、単労三九七名、企業職員九〇名、その他二名であつて、一般職員が過半数を占名、単分三九七名、企業職員九〇名、その他二名であって、一般職員が過半数を占 めていたうえ、組合の主要役員も大多数が一般職員で占められていた。したがつ て、市職労は、地公労法にいう労働組合でなく、地公法五二条にいう職員団体であ る。そうすると、職員団体は、地方公共団体の当局と勤務条件に関して団体協約を 締結する権利を有せず、協定を締結する権利しか有していない(地公法五五条二 項)から、市職労が市長との間で締結した本件協定は、地公法上の協定にすぎず、地公労法上の労働協約としての効力はないものといわざるを得ない。もつとも、原 告らは、本件協定は地公労法の適用を受ける原告らにとつては、労働協約としての 効力を有する旨主張する。しかし、原告ら企業職員及び単労は、地公労法上独自に 労働組合を組織し(同法五条、同法附則四項)、地方公共団体の当局と勤務条件に ついて交渉し、労働協約を締結する権利がある(同法七条)のにこの方途をとら ゛、地公法上の職員団体である市職労に加入してその団結力による恩恵を享受する 方途を選択したものである以上、本件協定が地公法上の協定であり、地公労法上の 労働協約たりえないという本件協定の法的限界を当然に甘受せざるを得ないのであ る。したがつて、原告らの右主張は理由がない。

仮に右主張が理由がないとしても、本件協定が締結された昭和五〇年一 月一五日現在において、被告の各会計の既定予算中給与を規定する科目(以下「給 与科目」という。)の金額の執行状況は別表(一)記載のとおりであつて、右表に よると、右時点で、一般会計、簡易水道事業会計を除くその他の各会計については 給与科目に不用額(年度末推計)を生じていたが、この不用額も、市長と市職労と の間で昭和五〇年九月二五日締結された協定の内容である給与改定実施のための財源に充用されてしまつていたから、結局、被告が原告らに対し、右時点で本件差額分(これに相当する原告ら各自の金額を被告各会計別に合計した金額は、別表

(二)記載のとおりである。)を支給することは、予算上実施不可能であつた。したがつて、本件協定は、本件差額分に関して地公労法一〇条一項にいう予算上不可能な資金の支出を内容とするものであり、その実施のための補正予算案が市議会によつて本件減額分だけ減額修正のうえ可決されたということは、議会における議決の性質上、取りも直さず本件協定中本件減額分についても市議会によつて不承認とされたことにほかならないから、本件協定中本件減額分については、同条三項により、その効力を発生するに由ないものといわなければならない。

2 本件各裁定の効力について 本件各裁定は、次の各理由により被告に対して効力がないから、本件各裁定に基 づき、それぞれ本件減額分相当の未払賃金請求権を有する旨の原告らの主張も理由 がない。すなわち、

- (一) 市職労は、前記のとおり、地公法上の職員団体であり、地公労法にいう労働組合ではないから、地労委に対して仲裁申請をすることができず(地公法五八条一項)、地労委としては、右申請を不適法として却下すべきであつたのに本件各裁定をなしたものである。しかも、その内容自体、前記のとおり、労働協約としては無効な本件協定の実施を内容とするものである。したがつて、本件各裁定は、いずれの面からしても法律上当然無効である。
- 仮に右主張が理由がないとしても、本件各裁定が被告に交付された昭和五 (\square) 一年五月一〇日現在において、被告の各会計の既定予算中の給与科目の金額の執行 状況は別表(三)記載のとおりであつて(右表のうちで病院事業会計及び水道事業 会計の各欄は、いずれも「〇」となつているが、その理由は、被告の各会計におい て、本件で問題となつている未払賃金を昭和五一年度予算で支払うことは、過年度 に属する費用を現年度の予算で支払ういわゆる過年度支出となり、この場合、病院 事業会計及び水道事業会計を除くその他の各会計においては、現年度予算中の該当科目から支出できるとされている(昭和三八・一二・一九自治庁行発第九三号)の に対し、病院事業会計及び水道事業会計においては、経営成績を明確にする意味から、別途「期間外費用」として科目を設けて予算に計上し、そこから支出しなければならないとされている(昭和二七・九・二九自治庁次長通達自乙発第二四五号、 なお、昭和五一年一一月に右通達が改正された後は「特別損失」として予算に計上 すべきものとされている。)ところ、本件各裁定交付時の段階ではそれが右各会計 の予算中に計上されていなかつたからである。ちなみに、本件各裁定交付時におけ る右各会計の昭和五一年度予算中給与科目の金額の執行状況は、右表該当各欄の括弧内の数額のとおりである。)、右表によると、右時点で右各会計の既定予算中には、本件各裁定が命じる本件減額分を原告らに支給するための経費が全くなかつたから、結局本件各裁定を実施することは予算上不可能であつた。したがつて、本件を表記した。 各裁定は、地公労法一六条一項ただし書にいう予算上不可能な資金の支出を内容と するものであり、しかも、市議会によつて不承認とされているから、右ただし書に よつて準用される同法一○条により、その効力が発生する余地はないものといわざ るをえない。

四被告の主張に対する認否

- 1 被告の主張1については、(一)のうち、昭和五〇年四月当時の市職労の構成員の割合が概ね被告主張のとおりであつたことは認めるが、その余の主張は争う。(二)のうち、本件差額分に相当する原告ら各自の金額を被告の各会計別に合計した金額が別表(二)記載のとおりであることは認めるが、本件協定が本件差額分に関して地公労法一〇条一項にいう予算上不可能な資金の支出を内容とするものであり、本件協定中本件減額分についてその効力がない旨の主張は争う。 2 同2については、(一)の主張及び(二)のうち、本件各裁定が地公労法一六
- 2 同2については、(一)の主張及び(二)のうち、本件各裁定が地公労法一六条一項ただし書にいう予算上不可能な資金の支出を内容とするものであり、その効力がない旨の主張は争う。

五 原告らの反論

- 1 市職労の法的地位と本件協定及び本件各裁定との関係
- (一) 市職労は、その労働関係について地公法の適用を受ける一般職員と地公労 法の適用を受ける原告らとで組織されている団体であるが、いうまでもなく団結権 の主体は労働者であり、労働団体は労働者の団結権行使の具現体であるから、団結 権の法的保護の対象となるのも労働者が第一次的であり、労働団体は第二次的とな

- (一) 地公労法一〇条は、予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする労働協約と議会の予算審議権(地自法九六条一項二号)との調整を図るため規定されたのであり、同法一六条一項ただし書によつて、予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする方法とのであり、同法一六条一項ただし書によって、予算上資金上不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定についても準用されているが、地公労法は、憲法二八条の労働を労使間の団体交渉を通じ労働協約によって決定することとし、同法七条)、職員の関係を受けて、地公労法の適用を受ける職員の給与その他の労働条件を労使の団体交渉を通じ労働協約によっては、労働協り、仲裁裁定の政治を対して、労働協り、中裁裁定の政治を表して、対働協り、中裁裁定を最大でである、地公労法一〇条の解釈適用に当たのでは、労働協り、仲裁裁定を最大でである、地公労法一〇条の解釈適用に当たのでは、労働協り、仲裁裁定を最大でである、地公労法一〇条の解釈適用に当たの実施可能性ないしかがでは、次のように解釈すべきである(なお、次に述べることは、すべて仲裁裁定には、次のように解釈すべきである(なお、次に述べることは、すべて仲裁裁定にないても妥当する。)。すなわち、
- (1) 給与の支給を内容とする労働協約が締結された場合において、その支給に必要な資金が、(イ)歳出予算の職員の給与として定められている範囲に余裕があることによって賄えるとき、(ロ) 地名世法二四条三項により増加収入分を使用することによって賄えるとき、
- (ハ) 地公定法二四余二頃により増加収入分を使用することによつて賄えるとさ、 (二) 予備費を支出することによつて賄えるとき、(ホ) 以上(イ) ないし(二) の方法を併用することによつて賄えるときなど、経理上の操作により既定予算の枠 内で支出可能なときには(なお、地方公共団体の歳出は、すべて予算として作成されているから、既定予算の枠内で支出可能であれば、実際上、資金上も支出可能であるといえる。)、当該協約は予算上実施可能なものとして、直ちにその効力を生

- (二) 本件において右の考え方に従えば、本件協定(本件差額分)ないし本件各裁定は次のとおり予算上実施可能であつたから、その効力が生じていた。したがつて、原告らは、被告に対し、本件減額分に相当する未払賃金請求権を有する。すなわち、
- (1) 本件協定が締結された昭和五〇年一二月一五日現在における被告の各会計 の既定予算中給与を経費とする項の不用額(被告の各会計において、予算中の経費を「項」の内の「目」、「節」間で流用することについては法的制約がないから(地自法二二〇条二項、地公企法施行令一八条二項)、予算上給与に資金の支出が 可能か否かは、給与を経費とする「項」の金額について判断される必要があること による。ただし、病院事業及び水道事業の各会計においては、議会の議決を経ない 限り職員給与費と他の経費との間で相互に流用することができないことになつてい るため(地公企法施行令一八条三項、予算様式一〇条)、予算上給与に資金の支出が可能か否かは、それぞれ給与を規定する「目」、「節」の金額について判断される必要がある。したがつて、以下右各会計については、それぞれ「目」、「節」の 不用額とする。なお、この時点での不用額を、被告が主張するように支出済額と将 来の支出見込額との合計額を予算現額から控除した差額と考えるのは、将来の支出 見込額が不確実な推測値にすぎないから、適当とは言い難く、前述のとおり、予算 上資金の支出が可能か否かは事後的客観的に判断すべきであるから、年度末の決算 時における不用額をもつてそのままこの時点での不用額と解すべきである。)及び 予備費の未充用額並びにその合計額は、別表(四)記載のとおりであるから、被告の各会計は、右時点において、予算上給与に右各合計額を支出することが可能であった。したがつて、右各合計額と別表(二)記載の各金額(本件差額分に相当する 原告ら各自の金額を被告の各会計別に合計した金額)とを対比すると、一般会計を 除くその他の各会計の適用を受ける原告らに対しては、右時点において、 案を提出するまでもなく、別表(四)記載の各合計額をもつて本件協定中の本件差 額分を支給することが可能であつた。また、一般会計の適用を受ける原告らに対し ては、右時点において、別表(四)記載の合計額の範囲で本件協定中の本件差額分

を支給することが可能であり、右範囲を超える部分についても、市議会が本件協定 実施のための補正予算を議決した昭和五〇年一二月二三日の時点において、右補正 予算(このうち、原告ら支給分を被告の各会計別に合計した金額は別表(五)記載 のとおりである。)をもつて支給することが可能であつた。

- (2) 仮に年度の中途である本件協定締結時において、既定予算中の給与を経費とする「項」の不用額が把握できないとしても、別表(四)記載の不用額は、昭和五一年三月末の決算時において確実に把握しえたものである。そうすると、原告らに対しては、本件協定が締結された時点において、別表(四)記載の予備費の未充用額の範囲で本件協定中の本件差額分を支給することが可能であり、右範囲を超過する部分については、昭和五〇年一二月二三日の時点において、別表(五)記載の補正予算の金額の範囲で支給することが可能であり、それでもなお支給不可能な部分についても、おそくとも昭和五一年三月末の時点において、別表(四)記載の給与を経費とする「項」の不用額をもつて支給可能であつた。
- (3) 仮に右(1)、(2)いずれの主張も理由がないとしても、本件各裁定書が被告に交付された昭和五一年五月一〇日現在における被告の各会計の既定予算中の給与を経費とする「項」の不用額(前述した見解のとおり、年度末決算時の不用額による。)及び予備費の未充用額は、それぞれ別表(六)記載のとおりである。したがつて右各金額と別紙請求金目録記載の被告の各会計別合計金額とを対比すると、右時点において、右給与を経費とする「項」の不用額によつても、また、右予備費の未充用額によつても、本件各裁定の実施が可能であつた。
- (4) また、仮に右主張が理由がないとしても、おそくとも昭和五二年三月末の決算時において、右給与を経費とする「項」の不用額をもつて本件各裁定を実施することが可能であった。
- 六 原告らの反論に対する認否
- 1 原告らの反論1の主張は争う。
- 2 同2については、(一)の主張は争う。(二)のうち、別表(四)ないし (六)記載の各金額と、被告の各会計において、予算中の経費を「項」の内の 「目」、「節」間で流用することに法的制約がないこと、ただし、病院事業会計及 び水道事業会計において、職員給与費の流用について原告ら主張の制約があること は認めるが、その余の主張は争う。 七 被告の再反論
- 原告ら主張のように、被告の各会計において、予算を各「目」の間又は各 「節」の間で流用することは、法令上禁止又は制約されていないから、予算執行者 だけの意思で行うことができる建前となつているが、これを無制限に行うことは予 算本来の姿を混乱させ、みだりに予算の目的を変更する結果となるから、支出目的 によっては流用を行うべきではなく、例えば需用費を人件費、交際費、食糧費に流用したりするように予算の目的に著しい変更を加えるような流用は、厳にこれを避けるべきである。このことは、議会の予算議決の対象科目は「款」、「項」までで あるが、この予算議決を経るため「目」、「節」の金額まで明らかにした予算説明 書が議会に提示されており、議会はその「目」、「節」の金額の積上げによるとこ ろの「款」、「項」の金額について最終的判断をしているのであるから、「目」 「節」について予算の目的に著しい変更を加えるような流用を行うことは、基本的に議会の予算議決を無視することになるということからも肯けるのである。したが つて、各自治体では、予算中の給与に他の経費を流用することはしておらず、流用の必要が生じたときは、予算の修正措置を講じることとしており、この流用制限は 全国の自治体の会計実務上、いわば不文法として確立しているものである。 予備費は、予算に計上されておらず予見できないものであつたが支出不可避の 場合、あるいは予算に計上された経費ではあるがなお不足する場合などで、性質上 軽微な費途に関するものに対して支出することを目的としている。したがつて、 (一)流動的な執行を許すのが適当でない費途、(二)法令上支出してはならない費途、(三)法令上は支出できる費途であつても議会の否決した費途等に対しては予備費を充用することはできない。そうすると、原告ら主張のように、地公企法の財務規定上、職員給与費は流動的な執行を許すのが適当でないとして流用禁止費目 とされ、職員給与費と他の経費とを相互に流用する場合は議会の議決を要するとさ れていること等を考慮すれば、給与への予備費の充用はできないと考えるべきであ このような観点から各自治体でも給与に予備費を充用することはせず、充用 の必要が生じたときは予算の修正措置を講じることとしており、この取り扱いは全 国の自治体の会計実務上いわば不文法として確立しているものである。

3 仮に右1、2の流用ないし充用を認めるとすると、予算の執行状況いかんによって原告らの間にも本件協定の利益を享受できる職員とできない職員が発生し、さらには一般職員と原告ら企業職員及び単労との間にも給与について不公平を生ずることになる。このようなことは、一般職員と企業職員及び単労とは同一地方公共団体の同じ職場に混在して勤務し、住民の税金から給与の支払を受けるものであるから、給与、勤務時間その他の勤務条件は同一水準によるべきものとする法律(地公労法附則四項、地公企法三八条三項)に違反し、行政の画一的執行という現実面からみても許されるべきことではない。

理 由

一 請求原因一及び二の各事実(原告らに対する調整手当支給の根拠規定の点は除く。)は、いずれも当事者間に争いがない。

二。原告らは、被告に対し、本件協定の労働協約としての効力に基づき未払賃金請求権を有する旨主張するので、まずこの点につき判断する。 1 市職労の昭和五〇年四月当時における組織構成が概ね被告主張のとおりであつ

1 市職労の昭和五〇年四月当時における組織構成が概ね被告主張のとおりであつたこと、すなわち、構成員総数が一、一七八名であつて、そのうち一般職員六八九名、単労三九七名、企業職員九〇名、その他二名であり、一般職員が過半数を占めていたうえ、主要役員も大多数が一般職員で占められていたことは当事者間に争いがない。そして、右の事実と本件の原告らの内訳は単労が四〇一名、企業職員が八七名であることを併せ考えれば、本件協定締結当時から本件各裁定書の交付当時にかけての市職労(以下「市職労」という場合には、この当時における市職労を指す。)の組織構成も昭和五〇年四月当時とほぼ同様の状況にあつたことを推認することができる。

2 右認定事実によれば、市職労は、一般職員と単労及び企業職員(以下「単労等」という。)が組織した単一組織の労働団体(以下「混合組合」という。)であり、このような団体の法的性格、その労働協約締結権の有無については、議論の存するところであるが、この点に関する当裁判所の見解は次に述べるとおりであり、当裁判所は、市職労は地公法上の職員団体であつて、労働協約締結権を有しないと解するものである。

(一) 地方公務員である一般職員は、地方公共団体の住民全体の奉仕者として、実質的には右住民に対して労務を提供する義務を負う特殊な地位を有し、、その労務の内容も公務の遂行という公共的性質を有するものであることから、、その働関係については、地公法が適用され(同法四条一項)、民間労働者のように労働組合法(以下「労組法」という。)、労働関係調整法(以下「労組法」という。)。その結果、一般職員の給与、と問事の協力を引きるの動務条件は、最終的には地方公共団体の議会の制定する条例による団体の支持の性格も、労組法上の労働組合では過過であるとといるでは規範する相談とされ(地公法工工条)、右職員団体はぶことができるといいて地方公共団体の当局をといい、本書面による協定を結ぶことができるいいで、当時殊な団体とされ(地公法工工条)、右職員団体はぶことができるいに、当時殊な団体とされて、一般職員できるができるには規範のよって、その代償として、一般職員によって労働条件を決定は対別のられている(地公法四六条ないし四八条)。このように、一般職員には対別的られている(地公法四六条ないし四八条)。このように、一般職員に対して対働組合を組織し、団体交渉とその結果である労働協約によって労働条件を決る方式が採用されていないのである。

他方、単労等は、一般職員と同じ一般職に属する地方公務員(地公法三条)であるけれども、民間の類似職種の労働者と職務内容が実質的に共通しているので、公務員として欠くことのできない規制は別として、できる限り民間労働者と同じような取扱いをする趣旨から、その労働関係については、地公法の特例を定める地公労法のほか、労組法、労調法が適用されている(地公労法四条)。その結果、単労等は、争議行為は禁止されているものの(地公労法一一条)、労組法上の労働組合は、単労等の労働条件に関して団体交渉を行い、労働協約を締結することができるとされている(地公労法五条一項)、右労働組合は、単労等の労働条件に関して団体交渉を行い、労働協約を締結することができるとされているの、地公労法一五条)。ただ、単労については、特に小規模な地方公共団体にある(地公労法一五条)。ただ、単労については、特に小規模な地方公共団体にある、一般職員とともに勤務し、一般職員が組織する職員団体に加入している例

が多いという実情に鑑み、企業職員とは異なつて、地公労法附則四項により地公企 法三九条一項が準用される結果、地公法五二条から五六条までの規定が適用され、 地公法上の職員団体を組織することも認められている(この場合、単労は、一般職 員と同じ地公法上の職員として取り扱われることになる。)。

右に見たとおり、我国の現行法制度の下においては、一般職員と単労等は、ともに一般職に属する地方公務員ではあるが、その職務と責任の特殊性に応じて、それぞれの労働関係を規律する法を異にし、一般職員の組織する職員団体と単労等の組織する労働組合とは、その法的性格及び権能に重大な差異が設けられているのである。したがつて、地方公務員の組織する労働団体が職員団体であるか労働組合であるかは、その労働関係を規律していく上で極めて重要であつて、これが明確にされなければ法の適用に混乱を来す虞れがあるといわなければならない。そこで、その法的性格が必ずしも判然としない混合組合については、その労働関係への法の適用を考えるに当たつて、まず右団体が職員団体であるか労働組合であるかを検討することが必要不可欠となつてくる。

ことで、労働者が主体という。 一とは、労働者が主体とのという。 一となき、労働の向上を図っている。 一となき、労働の自上を図っている。 一となり、一となり、一となり、 一となり、一となり、一となり、 一となり、一となり、一となり、 一となり、一となり、 一となり、一となり、 一となり、 のの要のがもないいかとなり、 のの要のがもないいからいいのないです。 一をなる。 でいいもないがある。 でいいもないがある。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 でいるないからいにののでする。 でいいたないかないがある。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないのでする。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 でいいたないかないでする。 のでするといいわないのでする。 のでするといいわないのでする。 のでするといいわないのでする。 のでするといいわないには、 のでするといいわないには、 のでするといいのでする。 のでするといいかないでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでするといいのでする。 のでする。 のででする。 のででする。 のででする。 のででする。 のでする。 のでする。 のでする。 のででする。 のでです

次に問題となるのは、右のように本来職員団体と考えるべき混合組合の労 働関係について、重畳的に地公労法等を適用することができるか、という点であ る。原告らは、団結権の法的保護の対象は第一次的には労働者であるから、加入す る労働団体のいかんを問わず、原告らについては地公労法の適用があり、市職労は 原告ら単労等に関する限り労働組合にほかならないと主張し、また、市職労が職員 団体であつても、原告らを代表する限りにおいて労働協約を締結することができると主張するが、これらの主張は、いずれも市職労と被告との間の労働関係について、重畳的に地公労法を適用すべきであるとするもの、換言すれば、市職労は職員 団体であると同時に、原告ら単労等が加入している限り労働組合でもあるというニ 面的性格を有する労働団体であるとするものといえる。この点について、職員団体 も労働組合も、等しくその構成員の勤務条件ないし労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、相互に矛盾するものではない から、構成員に一般職員と単労等を含む限り右の二面的性格を認めるべきであるとする考え方もありうるところである。しかしながら、右のような理由だけから、職員団体でもあり、労働組合でもあるという労働団体の存在を肯認するのは、あまり にも便宜的であつて、現行法の本来予想しないところであるといわざるを得ない。 けだし、前述のとおり、地方公務員の団結権の保障に関する現行法制度は、公務員 の職務と責任の特殊性に応じて二つの労働団体を截然と区別し、それぞれの団体の性格に適した法をもつてその労働関係を規律していこうとするものであるから、公 活情に廻した広でもってていか関係を規律していこうとするものであるから、公務員がいずれの労働団体に加入しようとも、その団体の性格を無視して各公務員の法的地位に応じて法を区々に適用することは、現行の法体系の混乱を招き、許容されていないと解される。のみならず、仮に右のような二面的性格の労働団体の存在を認め、法を区々に適用していこうとすると、その団体の行為が労働組合としてのものか職員団体としてのものか疑義を生ずるなど、現実の労働関係に紛議を生ぜしめる虞れなしとしないからである。したがつて、憲法の保障する団結権の保護に欠けるというのでない限り、右のような二面的性格を有する労働団体の存在を肯定するというのでない限り、右のような二面的性格を有する労働団体の存在を肯定するというのでない限り、右のような二面的性格を有する労働団体の存在を肯定するというのでない限り、右のような二面的性格を有する労働団体の存在を持つ けるというのでない限り、右のような二面的性格を有する労働団体の存在を肯定す べきではないと解すべきところ、前述のように二つの労働団体を峻別する現行法制 度は、一般職員及び単労等が自らの法的地位を考慮して自主的に団結権を行使する

ことを認め、それぞれの地位にふさわしい労働団体を組織し、これに加入することを期待しているものというべきであつて、前述の現行法制度の内容に照らしてみると、右団結権の行使の方法いかんによつてその効果に相違が生ずるとしても、右のような二面的性格の団体を認めないと団結権の保護に欠けるとまで断ずることはできない。

そうだとすれば、市職労のような混合組合について、労働組合としての性格を認め、地公労法を適用することは許されないといわざるを得ないから、市職労は、労働協約締結権を有しないというべきであり、原告らの右主張は、結局いずれも採用できない。

なお、右のように市職労に労働協約締結権がないとすると、原告らの保護に欠け、妥当でないとの反論が考えられないではないが、原告ら単労等には地公労法上独自に労働組合を組織して労働協約を締結する権利が認められているのに、この方法によらずに一般職員が主体となつて組織する団体に加入して、その団結力の恩恵を享受する方途を選択したものである以上、右団体が地公法上の職員団体として取り扱われ、原告らについて労働協約締結権が認められないとしても止むを得ないものというべきである。

3 以上の次第であつて、市職労が地公法上の職員団体であつて労働協約締結権を有しない以上、被告との間で締結した本件協定は、地公法上の書面協定(同法五五条九項)にすぎず、労働協約としての規範的効力はない。したがつて、原告らの本件協定の労働協約としての効力に基づき未払賃金請求権を有する旨の主張は失当である。

三 次に、原告らは、被告に対し、本件各裁定の仲裁裁定としての効力に基づき未 払賃金請求権を有する旨主張する。

しかし、市職労は、前記二のとおり、地公法上の職員団体として取り扱うほかないから、地公労法一五条に基づいて、原告ら単労等につき、労働委員会に対し、仲 裁を申請する資格はないものといわなければならない。

もつとも、このように解すると、一般職員が主体となって組織された混合組合に加入した単労等は、勤務条件に関する措置要求制度の適用が除外されている検済を決定した。 企法三九条一項、地公労法附則四項)うえに、地公労法上の仲裁制度による検済を受けられないため、結局のところ、その勤務条件に関して何らの救済も受けられないため、結局のところ、その勤務条件に関してのとおり、単労等には勤務を経過して労働協約を締結する権利が認められており、単分とでも、当時の保障が可能となるから、がはのように単労等が独自に対して、予算を表したいるのであるから、は一般職員が主体となって組織する団体に加入して、そのはもないのときをである。したがつて、このような結果が単労に関する限り労働組合として、一般職員が主体となって組織する混合組合を単労等に関する限り労働組合として取り扱い、仲裁の申請資格を認めることはできない。

右に述べたとおり、市職労には原告ら単労等のため労働委員会に対し仲裁を申請する資格が認められない以上、市職労の仲裁申請を容れてなされた行政処分としての性格を有する地労委の本件各裁定は、地労委が申請資格の認定を誤り、延いては自己の権限に属しない事項についてなした処分であつた点において重大な違法があるといわざるを得ず、かかる裁定の内容の履行を被告に甘受させることは著しく不当というべきであるから、本件各裁定は当然無効と解するのが相当である。したがつて、原告らの本件各裁定の仲裁裁定としての効力に基づき未払賃金請求権を有する旨の主張も失当である。

四 以上述べたとおり、本件協定及び本件各裁定は、それぞれ労働協約ないし仲裁裁定としての効力を有しないものと解するほかないが、本件訴訟の経過に鑑み、それらが原告らに関する限りそれぞれ労働協約、仲裁裁定としての効力を有すると仮定して、本件協定中の本件差額分及び本件各裁定の予算上又は資金上の実施可能性の点から、その効力について検討を加えることとする。

の点から、その効力について検討を加えることとする。 1 本件協定の内容は、被告が市職労の組合員に対し、昭和五〇年度の年末手当として組合員一人当たり給与月額の三・〇五か月プラス一七、五〇〇円を支給すべきことを内容とするものであること、市長は同年一二月一八日、同年一二月支給の期末手当として規定されている職員一人当たり給与月額の二・七か月分と本件協定との差額である給与月額の〇・三五か月プラス一七、五〇〇円を調整手当として支給するため市議会に対し補正予算案を提出したこと、しかし、右補正予算案の付議を

右事実によれば、本件協定中の本件差額分を支出するに必要な経費は、被告の各 会計の既定予算に計上されていなかつたもので、しかも、本件協定の締結時において、被告の各会計の給与科目に本件差額分の支出に充てうる見込不用額がなかつた ものである。そして、被告の各会計において、予算中の経費を各「項」の間で流用 するこちは予算の定めがない限りできず(地自法二二〇条二項、地公企法施行令· 八条二項)、また、水道事業会計及び病院事業会計においては、議会の議決を経 また、水道事業会計及び病院事業会計においては、議会の議決を経な い限り職員給与費と他の経費との間で相互に流用することができないこととされて いる(地公企法施行令一八条三項、同法施行規則一二条、別表第五号予算様式一〇 条)ところ、弁論の全趣旨によれば、本件協定の実施に関し、右経費の流用を認め る予算の定め又は議会の議決はなかつたと認められるので、簡易水道事業会計を除 く被告の各会計において予算執行者による経費の流用の余地はなく、さらに、簡易水道事業会計において本件協定の実施のため他の経費を流用すること、被告の各会 計において予備費を本件協定の実施のため充用することのいずれについても、予算 執行者がこれを決定した旨の主張立証はなく、かえつて証人 b 、同 c の各証言、被告代表者本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、そのような決定をしなかつた ことが認められる。そうすると、本件協定締結時において、同協定中の本件差額分 については、これを実施するために必要な経費が予算上不足していたものであり、 本件協定中の本件差額分は、予算上実施不可能な資金の支出を内容とするものであ つたといわざるを得ない。

額が別表(四)記載のとおりであることは当事者間に争いがないが、このことのみをもつて、被告の不用額の見込額に誤りがあつたとすることはできない。)。次 に、原告らは、経費の流用及び予備費の充用という予算執行上の操作により本件差 額分を予算上賄うことができた旨主張する。しかしながら、経費の流用(本件では 簡易水道事業会計においてのみ可能であつたことは、前記のとおりである。)及び 予備費の充用は、一般的には予算執行者が予算の運営全般にわたる高度な経済的、 政策的見地から、その権限と責任においてなす裁量行為であり、右裁量権の行使に ついては、議会が予算執行者の責任を追及することにより、民主的コントロールの下に置いているのであるが、この裁量権は、労働協約の実施に関する場合であつても、予算執行者に留保されているものと解するのが相当である。けだし、地公労法 ○条は、労使間の自主的団体交渉の結果である協定をできる限り尊重する立場を とりつつ、財政民主主義の要請との調和を図る趣旨から、予算上又は資金上経費に 不足を生ずる協定についてその実施を地方公共団体の議会の意思に委ねることとし たもので、その限りにおいて議会の予算審議権を重要視していること、予算執行者 が流用又は充用を行わないため協定が予算上実施不可能な場合には、地方公共団体 の長はこれを議会に付議する義務を負い、協定の実施の可否は議会の決するところ となるのであるから、予算執行者に裁量権を認めても、その恣意により協定の実施 が左右されるものではないこと、他方、予算執行者が流用又は充用を行つた場合、 これが裁量権の行使によるものとすれば、前述のとおり議会による責任追及が可能 であるが、この流用又は充用につき議会の審議権が及ぶことを認めたとしても、右 地公労法一〇条の趣旨に反するとは考えられないこと、かえつて、協定が成立した 場合には予算執行者においてその経費を支出するため可能なあらゆる予算執行上の 操作をすべき法律上の義務を負うとすると、予算執行面で変更があるにも拘らず、議会が予算執行者の責任を問うことが法的にも政治的にもできないことになり、右根字の概念を決せれる。 規定の趣旨を没却することになりかねないこと、以上の事情を総合勘案してみる 労働協約の実施という他の一般行政上の必要に基づく流用又は充用とは異なる 事情による流用又は充用であつても、なお、予算執行者の右裁量権を否定すべきで はないと考えられるからである。したがつて、仮に流用の可能な予算科目又は予備 費に未執行額があつても、予算執行者において現実に流用又は充用を決定しない限 り、協定の予算上の実施可能性に影響するものではないといわなければならない。本件においては、協定の一方当事者でこれを遵守すべき市長が、予算執行者でもあ る(ただし、水道事業会計は除く。)という関係にあるが、市長の予算執行者とし ての右裁量権は、前述のような理由で裁量権を認める以上、このような関係にあつ てもなお失われないと解するのが相当である(ちなみに、地方公営企業において は、前記のとおり職員給与費が流用禁止科目とされ、他の経費との流用には議会の 議決を要するとされており、また、証人bの証言によれば、被告においても予備費の性格を考え、これを職員給与費に流用しない慣行があることが認められる。)か ら、原告らの右主張も採用できない。そうすると、本件協定締結時において本件差額分の実施が予算上可能であつたとする原告らの主張は理由がなく、これが不可能であつたとする前記判断を覆すに足りない。 そして、本件協定に基づく補正予算案は、前記のとおり市議会において減額修正

そして、本件協定に基づく補正予算案は、前記のとおり市議会において減額修正されて議決されたもので、成立に争いのない乙第七、第八号証、証人a、同dの各証言、被告代表者本人尋問の結果によれば、本件協定自体は市議会に付議されていが、右補正予算案審議の過程で本件協定の内容についての審議がなされ、本件差額分全額の支給が不適当であるとの趣旨で右減額修正されたものと認められるから、本件協定が混合組合の締結したものであるという本件の特殊性を考慮すれば、協定自体が付議されていなくとも本件協定中の本件減額分については、市議会において不承認とされたものと解するのが相当である。そして、議会の承認は協定の効力要件と解すべきである(議決を履行条件と解するのは、協定の効力が浮動的となるから妥当でない。)から、本件協定中の本件差額分は、地公労法一〇条によりその効力を発生するに由ないものといわなければならない。

なお、原告らは、本件協定中の本件減額分の効力が右議決後も存続することを前提とし、昭和五一年三月末において本件減額分が予算上実施可能であつた旨主張するが、右主張の理由がないことは既に述べたところから明らかである。 2 次に、本件各裁定の予算上の実施可能性について検討すると、本件各裁定は、被告が市職労に所属する原告らに対し、本件減額分(その金額は別紙請求金目録記載のとおりである。)を支給すべきことを内容とするものであることは、前記一のとおり当事者間に争いがない。また成立に争いのない甲第一五、第一六号証、証人

原告らは、本件各裁定が予算上実施可能であつたとして、本件協定中の本件差額分に関する主張と同様の主張をするが、これが理由がないことは既に述べたところから明らかである。すなわち、裁定の場合であつても、その予算上の実施可能性は裁定書の交付時における見込額で判断すべきであり、また、経費の流用又は予備費の充用については、裁定の実施であつても、協定の実施についてと同様の理由から、なお予算執行者の裁量によるものと解すべきである。

右によれば、本件各裁定は、予算上実施不可能であったものであるところ、本件各裁定の承認を求める議案及び補正予算案が市議会で否決されたことは前記一のとおりであるから、本件各裁定は、地公労法一六条一項ただし書、同法一〇条によりその効力が発生する余地はないといわざるを得ない(なお、原告らの本件各裁定の効力が右議決後も存続することを前提とする主張は、前述のとおり議会の承認を効力要件であると解すべきであるから、採用できない。)。 五 以上の次第であつて、いずれにしても本件協定及び本件各裁定はその効力がないから、これが有効であることを前提とする原告と

五 以上の次第であつて、いずれにしても本件協定及び本件各裁定はその効力がないから、これが有効であることを前提とする原告らの本訴請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないので、いずれもこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴訟法八九条、九三条一項を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 相良朋紀 小磯武男 水谷博之)

別紙請求金目録、同仲裁裁定目録、別表(一)~(六)(省略)